

長崎県 長期優良住宅の自然災害リスクに係る認定基準（法第6条第1項第4号）

区域		認定の可否	
土砂災害特別警戒区域 <small>【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】 §9</small>		原則認定 不可	【原則の例外】 宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることが決定している場合又は近い将来解除されることが確実と見込まれる場合は認定可。
地すべり防止区域 <small>【地すべり等防止法】 §3</small>			
災害危険区域 <small>【建築基準法】 §39</small>	知事が指定する区域 <small>【県告示】（島原市 水無川・中尾川付近の砂防指定地）</small>	原則認定 不可	【原則の例外】 ・砂防指定地内で、導流堤等の砂防施設を設置することにより、安全であると認められる場合 ・急傾斜地崩壊危険区域内において、建築物が長崎県災害危険区域の指定等に関する条例 第7条第1項第1号に該当する（防止施設又は防護施設の設置がある）場合 は認定可。
	急傾斜地崩壊危険区域 <small>【急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律】 §3</small>		
土砂災害警戒区域 <small>【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】 §9</small>		認定可	制限なし
津波災害警戒区域 <small>【津波防災地域づくりに関する法律】 §53</small>			
洪水浸水想定区域 <small>【水防法】 §14</small>			
雨水出水浸水想定区域 <small>【水防法】 §14の2</small>			

注：当基準は、長崎県の認定審査に限り適用します。県以外の所管行政庁の対応は、各所管行政庁の担当窓口へお問い合わせ下さい。